

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市マンション管理適正化推進計画について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>市内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るとともに、良好な居住環境の確保を図るため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2第1項に基づき「東大和市マンション管理適正化推進計画」を策定したので報告するものである。</p> <p>(1) 主な内容（計画の構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マンションの管理の適正化に関する目標 ② マンションの管理の状況を把握するために市が講ずる措置に関する事項 ③ マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項 ④ 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項 ⑤ マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及に関する事項 ⑥ 計画期間（令和5年度から令和12年度まで） <p>(2) 影響及び効果</p> <p>急増する高経年マンションの管理不全に対応するため、管理組合によるマンションの自主的かつ適切な維持管理を推進することができる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>同法に基づき「マンションの管理計画認定制度」（一定の基準を満たすマンションの管理計画を市が認定する制度。）を開始するために、手続き等を施行細則に定める必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市議会議員への計画の配布、市報及び公式ホームページでの周知に向けた手続きを進める。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。